

## 【ABC 消費者情報 Vol. 4】

## ■点検商法にご注意

鹿児島市内で、床下点検を誘い文句に高額の床下換気扇や調湿剤を販売したり、床下工事を施工したりする、点検商法に関する相談が寄せられています。

## ■事例

訪問販売で床下の点検をしてくれるというので、点検してもらったところ、床下換気孔の防虫ネットを勧められ契約した。その後、床下換気扇の配線を調べたほうがいいと床下にもぐって、「床下の土台が壊れており、このままでは家が壊れるので早く工事をしたほうがいい。」と言うので、不安になり床下工事の契約をした。翌日、工事代金数十万円を支払った。後日、隣人からおかしいのではないかと言われ、知り合いの大工に見てもらったところ、土台は壊れておらず、不要な大型ファンも取り付けられているという。よく考えたら工事の詳しい説明もなく、数時間の簡単な工事だった。だまされたような気がする。返金してもらえないか？

## ■アドバイス

訪問販売では、契約書を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフできます。今回の事例では、相談時、契約から2か月が経過していました。そこで、説明内容と工事の内容が違うとして、事業者宛に契約解除を求めました。ところが業者が納得しないので、専門機関に現地調査を依頼し、「効果のない不要な工事である。大型ファンも必要ない。」との見解を得ました。この調査結果を事業者に示し、再度交渉を重ねた結果、大型ファン2台を撤去し、工事費用の一部を返金することで相談者との合意に至りました。

今回のように、クーリング・オフ期間を過ぎてからの契約解除には、事業者との根気強い交渉や工事が必要でないことの証明が必要であったり、解決には労力と費用を要します。まずは、契約をする前に必要な契約であるか、価格は妥当であるかなど、十分に検討し、また、身近な人に相談することも大切です。

また、高齢者の場合、悪質商法に気づかなかつたり、被害にあっても相談しないことが多いようです。当センターには、同様の点検商法の相談が数多く寄せられており、そのうちのいくつかは、地域包括支援センターや民生委員の方からの情報提供によるものでした。このように、行政と地域が一体となって見守り機能を高めることも高齢者の被害防止のためには大切です。

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31  
電話 099-258-3611